



「もしものとき」は明日かもしれない

問い合わせ 総務課 情報防災グループ ☎27-2481

防災のページ

大雨や台風は
事前の備えが大切です

大陸と大太平洋に挟まれた我が国では、季節の変わり目には梅雨前線や秋雨前線が停滞してしばしば大雨を降らせます。また、台風や前線を伴った低気圧が、日本付近を通過する時も広範囲に大雨を降らせることがあります。

関東・甲信・東北地方を襲い激甚災害に指定された昨年の東日本台風（台風第19号）や今年7月に九州や岐阜県、長野県など西日本と東日本の広

範囲に被害をもたらした記録的な豪雨のように、河川の氾濫や土砂災害が毎年発生しています。このほか、暴風や高波、高潮などによる災害も発生しています。

気象災害から大切な命を守り、被害の防止や軽減を図るためには、自分の身の回りにどのような危険（土砂災害・浸水害・洪水害等）があるのか事前に確認し、災害に備えることが大切です。

台風のうごき

台風は、1年間に平均して25～26個発生し、11～12個が日本に接近、近年では4～6個が日本に上陸しています。発生・接近・上陸ともに7月～10月にかけて最も多くなります。

春先は低緯度で発生し、西に進んでフィリピン方面に向かいますが、夏になると発生する緯度が高くなり、太平洋高気圧のまわりを回って日本に向かって北上する台風が多くなります。8月は発生数が年間で一番多い月ですが、台風を流す上空の風がまだ弱いために台風は不安定な経路を通ることが多く、9月以降になると南海上から放物線を描くように日本付近を通るようになります。この時、秋雨前線の活動を活発にして大雨を降らせることがあります。

避難のタイミング

気象庁では、気象災害を防止・軽減するため、特別警報・警報・注意報やそれらを補足する危険度分布、気象情報などの防災気象情報を発表し、段階的に注意や警戒を呼びかけています。

町は気象庁をはじめとする防災機関と連携して、危険度を常に把握・検討しながら、住民の皆さんが安全に避難できるように、タイミングを計り、避難勧告などを発令しています。

住民の皆さんは、テレビ・ラジオ、インターネット、防災無線などで気象庁などの気象防災情報を確認し、早めの避難を心がけましょう。

河川の氾濫が始まると、冠水や増水した道路などを徒歩や自家用車で避難するのは大変危険です。もしも逃げ遅れた場合は、自宅など2階以上の高い場所に避難して安全を確保してください。

自分で行う台風への備え

1. 家の外の備え（雨が降る前、風が強くなる前に行いましょう）

- ①窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
- ②側溝や排水溝は掃除して水はけを良くしておく。
- ③風で飛ばされそうな物は固定したり、家の中へ格納する。



2. 自宅での備え

- ①非常（持出）品などの確認
懐中電灯、ラジオ（乾電池）、救急薬品、衣類、非常食品、携帯ボンベ式コンロ、貴重品および感染症対策のマスク、消毒液など
- ②室内の安全対策
飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼る。
万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドを下ろす。
- ③水の確保
断水に備えて飲料水と生活用水を確保する（浴槽に水を張るなど）。



3. 避難所の確認など

- ①ハザードマップを確認して、避難場所や避難経路を確かめておく。
- ②普段から家族で避難場所や連絡方法などを話し合っておく。
- ③避難する時は持ち物を最小限にして、両手が使えるようにしておく。



令和2年度 花いっぱいコンクール 結果発表

令和2年度の花いっぱいコンクールの審査が7月22日に行われました。環境美化に取り組んでいる花壇などを募集し、個人の部8件、団体の部2件の応募がありました。フラワーマスターとコミュニティ運動推進協議会の役員が審査し、個人・団体部門の入賞がそれぞれ決まりました。

団体の部



1位

東和婦人会
(東和生活館前)



2位

新町自治会
(中央小学校坂下)

個人の部



1位

宇隆 尾谷 道子さん



2位

鹿沼 飛渡 恵美子さん



3位

ルーラル 小谷 千鶴子さん

運営・企画・問い合わせ コミュニティ運動推進協議会事務局（まちづくり推進課企画調整グループ内）☎27-3179

法務局メモ

登記・相続に関するQ&A

第6回「遺言の方式」

Q 遺言書を作成しようと思います。遺言書には、決まった方式があると聞いたのですが、どのようなものですか？

A 遺言書の代表的な方式としては、自筆証書遺言と公正証書遺言があります。

(1)自筆証書遺言は、文字どおり遺言者が遺言書の全文を自筆します（※）。作成日付を入れ、押印も必要です。手軽で費用も掛かりませんが、法律で定められた要件を満たしているか、内容が明確であるかなどの問題が生じる可能性があります。また、遺言者が亡くなったあと、家庭裁判所で「検認」を受けなければなりません。さらに、遺言書自体が見つけれなかったり、破棄される恐れがあります。

※従前は、財産目録も全文自筆しなければなりませんでした。昨年1月13日から、自筆によらない財産目録（パソコンなどで作成した目録や銀行通帳のコピー、不動産の登記事項証明書など。ただし、署名押印が必要です。）を添付することができるようになりました。

(2)公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもとで公証人に作成してもらうものです。作成の際には、一定の手続きが必要で費用も掛かります。しかし、専門家である公証人に作成してもらうので、最も確実に遺言を残すことができます。また、家庭裁判所の検認手続も不要です。

遺言書についてお困りの際は、司法書士または公証役場にお気軽にご相談ください。

【問い合わせ】

札幌法務局苫小牧支局 ☎0144-34-7403
<http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>

札幌司法書士会 ☎011-272-9035（法律相談センター予約）

<http://www.sihosyosi.or.jp/>